

障害福祉分野における運営指導・監査の強化について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
こども家庭庁 支援局 障害児支援課

障害福祉分野における運営指導・監査の強化について（概要）

- ・障害福祉サービス等については、事業所数（特に営利法人が運営する事業所数）が急増している中、今般の株式会社恵の事案のように、多くの利用者、広範囲にわたり、影響があるような処分事例も発生している。
- ・障害のある方々が安心して質の確保されたサービスを利用するためには、運営指導・監査の強化が必要であるため、以下の検討を進める。

現状

(都道府県等が実施する運営指導・監査について)

■ 都道府県等が実施する事業所に対する運営指導の実施率が低い。

※指針において、おおむね3年に1回の実施を求めており
※全国平均16.5%（最高48.8%、最低1.0%）

■ 介護保険分野のように運営指導・監査マニュアルや処分基準の考え方の例は作成されていない。

※指定都市市長会より、全国標準の基本的な考え方を示してほしいとの要望あり（令和6年12月）

■ 都道府県等の職員向けの研修が効果的に行われていない。

※参加率が低い（67.4%）
※オンライン講義のみ、例年1月頃に実施

(大規模な法人に対する業務管理体制の検査について)

■ 大規模な運営法人に対する業務管理体制の検査が十分に行えていない。

※2以上の都道府県にまたがる法人（約920法人）に対する検査は国が行う。現在は年間30法人程度の実地検査を行っている。

■ 事業者向けの研修が効果的に行われていない。

※参加率が低い（36.4%）
※オンライン講義のみ、例年1月頃に実施

見直しの方向性

(都道府県等が実施する運営指導・監査について)

■ 運営指導の実施を重点化する。

- ・特に営利法人が運営する事業所数が急増しているサービス類型については、3年に1回（実施率約33%）以上の頻度で行う。
※就労A、就労B、GH、児童発達支援、放課後等デイ

■ 令和7年度中に障害福祉分野の運営指導・監査マニュアル、処分基準の考え方の例を作成する。

■ 研修の実施方法を見直す。

- ・オンライン講義のみならず実践報告やグループワークを取り入れる。
- ・年度初期の実施とし、参加率を向上させる。

(大規模な法人に対する業務管理体制の検査について)

■ 大規模な運営法人に対する検査を強化する。

- ・2年に1回程度（年間450法人程度に対して）書面検査を導入
- ・100事業所以上の法人（24法人）は2年に1回の実地検査を行う。その際、法人のみならず事業所に対しても実地検査を行う。
- ・新たに国所管となった法人に対しては、原則、業務管理体制の届出があった初年度に書面検査を実施する。

■ 研修の実施方法を見直す。

- ・オンライン講義のみならず実践報告を取り入れる。
- ・年度初期の実施とし、参加率を向上させる。

都道府県等が実施する運営指導・監査について

現状

- 都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）における障害福祉サービス事業所等（障害児通所支援事業所、障害者支援施設及び障害児入所施設を含む。）に対する令和5年度の運営指導の実施率（実施件数／全事業所数）は16.5%（1.0%～48.8%の平均値）であり（※1）、指導指針においておおむね3年に1度の実施を求めている（※2）ことと比較して実施率が低い。
- 令和2年に指導指針の別紙「主眼事項及び着眼点等」の重点化等について通知し、令和6年にはオンラインでの実施も可とする方針を通知しているが、障害福祉サービス事業所等の数が年々増加していること等により、自治体の体制整備が追いついていない状況。

（※1）令和5年度の運営指導実施率…指定障害福祉サービス事業者等の事業所：15.8%、指定障害児通所支援等事業者等の事業所：18.8%

（※2）介護の運営指導については、原則は少なくとも指定の有効期間（6年）に1回の頻度で行い、施設系サービスや居住系サービスについては、利用者の生活の場であること等を考慮し、3年に1回の頻度で運営指導を行うことが望ましいこととされている。



【出典】厚生労働省「障害者支援施設等に係る指導監査の実施状況等の報告」より、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室作成

◆「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成26年1月23日障発0123第2号各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長宛て厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（抄）
(別添1) 指定障害福祉サービス事業者等指導指針

4 指導対象の選定

指導は全ての障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(2) 運営指導

① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等については、おおむね3年に1度実施する。

ただし、障害福祉サービス事業者等の運営等に重大な問題があると認められる場合は、例えば、毎年1回は運営指導を行う等して、指導の重点化を図るものとする。

② その他特に都道府県又は市町村が一般指導が必要と認められる障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。

◆「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」（平成26年3月28日障発0328第4号各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長・児童相談所設置市市長宛て厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（抄）
(別添1) 指定障害児通所支援等事業者等指導指針

4 指導対象の選定

指導は全ての指定障害児通所支援等事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(2) 運営指導

① 指定の権限を持つ指定障害児通所支援事業者等及び指定相談支援事業者等を対象におおむね3年に1度実施する。

ただし、指定障害児通所支援事業者等の運営等に重大な問題があると認められる場合は、例えば、毎年1回は運営指導を行う等して、指導の重点化を図るものとする。

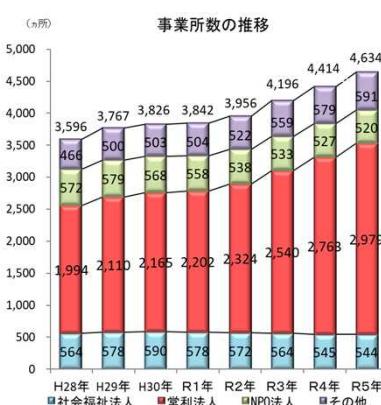
② その他特に都道府県又は市町村が一般指導が必要と認められる指定障害児通所支援等事業者等を対象に実施する。

都道府県等が実施する運営指導・監査について

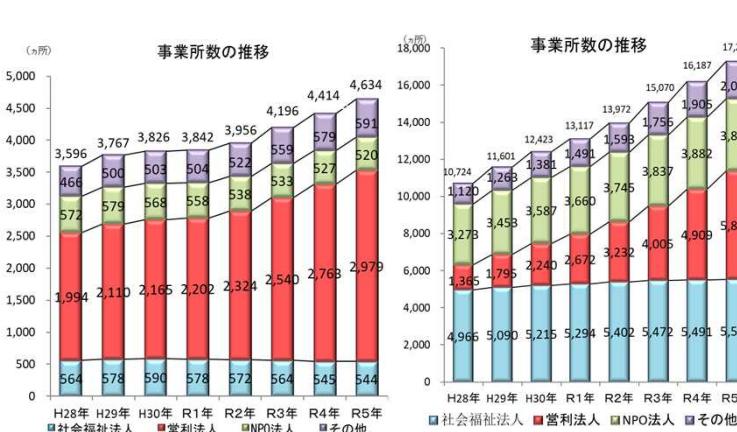
見直しの方向性

- 都道府県等がより効率的かつ実効的に運営指導を行うことができるよう、以下のとおり見直す（令和6年度中に通知改正、令和7年度より運用開始）。
 - 他のサービスと比べて事業所数（特に営利法人が運営する事業所数）が急増している就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、3年に1回以上の頻度で行う。
※その他のサービスについては3年に1回までは求めないが、原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上行う。
 - 指定後間もない事業所については、指定後3年以内に運営指導を行う。
※就労継続支援A型は、従来どおり新規指定の半年後を目処に初回の運営指導を実施する。
 - 過去の指導内容、通報等により不適切な運営や報酬請求が疑われる事業所については、優先的に運営指導を行う。
- 「主眼事項及び着眼点等」について、都道府県等の意見も踏まえながら、構成等を見直し、更なる重点化を行う。具体的には、介護保険分野を参考に、「確認項目及び確認文書として整理をする（令和7年度中の作成を目指す）。

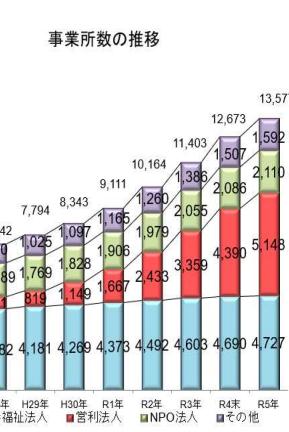
【就労継続支援A型事業所】



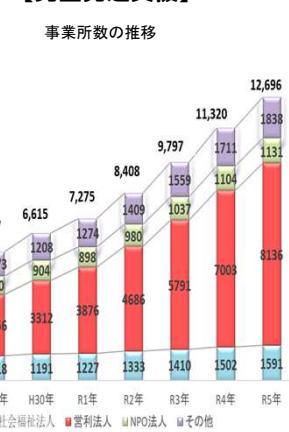
【就労継続支援B型事業所】



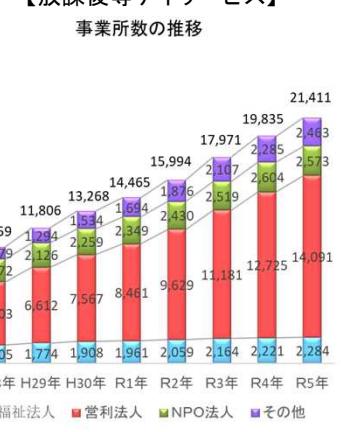
【共同生活援助】



【児童発達支援】



【放課後等デイサービス】



運営指導実施率（令和5年）：19%

処分数（令和5年）：5件（営利法人3件）

運営指導実施率（令和5年）：17%

処分数（令和5年）：12件（営利法人5件）

運営指導実施率（令和5年）：18%

処分数（令和5年）：12件（営利法人8件）

運営指導実施率（令和5年）：18%

処分数（令和5年）：12件（営利法人11件）

運営指導実施率（令和5年）：18%

処分数（令和5年）：27件（営利法人22件）

1 – 2 障害福祉分野における運営指導・監査マニュアル、処分基準の考え方の例の作成

現状

- 障害福祉サービス等に係る行政処分の実施及び程度の決定に当たっての基本的な考え方については、障害福祉関係指導監督職員等研修において、介護保険分野と同様に、①公益侵害の程度、②故意性の有無、③反復継続性の有無、④組織性・悪質性の有無等を踏まえて総合的に判断するよう示している。
- しかし、障害福祉分野においては介護保険分野のように運営指導・監査マニュアルや処分基準の考え方の例が作成されていない。
- 自治体より、処分の理由や内容に不合理な差異が生じないよう、全国標準の基本的な考え方を示してほしいとの指摘もある。

見直しの方向性

- 令和7年度中の障害福祉分野の運営指導マニュアル（「確認項目及び確認文書」を含む。）及び監査マニュアル（「処分基準の考え方の例」を含む。）の作成に向け、調査研究・検討を進める。
 - 自治体の行政措置の実施状況について、情報収集を徹底する。
 - また、都道府県等が障害福祉サービス事業所等の行政処分を行う前に、国が必要に応じて都道府県等に助言できるよう、国へ事前に情報提供する運用を検討する（令和6年度中に通知改正、令和7年度より運用開始予定）。
- ※ この運用を行いつつ、併せて、法令上の位置付けの在り方についても別途検討を進める。

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（抄）

（市町村等の責務）

第二条

3 国は、市町村及び都道府県が行う自立支援給付、地域生活支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

◆児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第一節 国及び地方公共団体の責務

第三条の三

③ 国は、市町村及び都道府県の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報の提供その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

◆「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成26年1月23日障発0123第2号各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長宛て厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（抄）

（別添2）指定障害福祉サービス事業者等監査指針

5 その他

（2）都道府県及び市町村は、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

◆「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」（平成26年3月28日障発0328第4号各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長・児童相談所設置市市長宛て厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（抄）

（別添2）指定障害児通所支援等事業者等監査指針

5 その他

（2）都道府県及び市町村は、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

障害福祉分野における指導監査関係の研修（都道府県等向け）

現状

- 毎年1月頃に、都道府県等の職員に対する指導監査における留意点等に関する研修を実施している（任意・オンライン形式）。
- 都道府県等の職員に対する研修については、指導監査の実施時期や職員の異動時期を踏まえると年度初期に実施するのが効果的であるが、年度後半の実施となっており、令和5年度の参加率（参加自治体数／全自治体数）は67.4%である。
- 研修内容が画一的であり、直近の通知改正や他自治体の実践報告など参考となる情報が少ない、との声も聞かれるところ。

見直しの方向性

- 令和7年度以降については、年度初期（5月又は6月）に都道府県等の職員に対する研修を実施する。
- 都道府県等の職員に対する研修については、研修内容に自治体担当者からの実践報告、グループワーク等を取り入れることとする。

(参考) 令和6年度研修プログラム

※障害福祉分野・介護保険分野ともにオンデマンドで実施。介護保険分野はオンライン方式でグループワークも実施している。

障害福祉分野
障害福祉サービス制度の現状と課題、指導監督について
虐待防止・身体拘束廃止に向けたケアのあり方について
障害福祉サービスにおけるケアマネジメントの理解について

介護保険分野	
介護保険制度における指導監督について	介護保険におけるケアマネジメントの実際について
介護サービス事業者等に対する指導・監査の考え方と実践について	高齢者虐待への対応、虐待防止・身体拘束廃止に向けたケアのあり方
介護サービス事業者の業務管理体制の整備について	サービス付き高齢者住まい等に向けた適切なケアプラン作成
高齢者住宅関連事業所指導強化推進事業について	介護事業者への行政処分の注意ポイント

大規模な法人に対する業務管理体制の検査について

現状

- 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の一般検査について、指定事業所等が2以上の都道府県に所在する障害福祉サービス事業者等（障害児通所支援事業者、障害者支援施設及び障害児入所施設を含む。）は国（厚生労働省及びこども家庭庁）が所管しており、約920法人が国所管（令和6年12月時点）。
- しかし、全ての国所管の障害福祉サービス事業者等に対して実施が徹底できていない。
- 実地検査の対象となった障害福祉サービス事業者等以外は書面検査等を実施しておらず、実地検査の対象となった事業者についても、事前に書面を提出させるのではなく、実地検査時に一項目ずつ聞き取りで確認を行っている。

見直しの方向性

- 保育等で実施されている方式を参考としつつ、以下の見直しを行う。
 - ・ 全ての国所管の障害福祉サービス事業者等に対し、書面検査を実施する（2年に1回程度、年間450法人程度を想定）。
 - ※ 介護分野の検査項目を参照しつつ、保育分野と同様に当該法人の全ての事業所の状況一覧を添付。
- ・ 書面検査を経た上で、現在の2倍相当（年間60法人程度）の国所管の障害福祉サービス事業者等に対して実地検査を実施する。
 - ※ **大規模事業者**（100以上の事業所を運営。令和6年12月時点で24法人。）は実地で2年に1回程度を想定。
 - ※ 大規模事業者においては、法人本部のみならず事業所に対しても実地検査を実施する。
 - ※ 通報等があった場合は、優先的に実地検査を実施する。
 - ※ 新たに国所管となった法人に対しては、原則、業務管理体制の届出があった初年度に書面検査を実施する。

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（抄）
（報告等）

第五十一条の三 前条第二項の規定による届出を受けた主務大臣等は、当該届出をした指定事業者等（同条第四項の規定による届出を受けた主務大臣等にあっては、同項の規定による届出をした指定事業者等を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関する必要があると認めるときは、当該指定事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定事業者等若しくは当該指定事業者等の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定事業者等の当該指定に係る事業所若しくは施設、事務所その他の指定障害福祉サービス等の提供に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

◆児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第二十一条の五の二十七 前条第二項の規定による届出を受けた内閣総理大臣等は、当該届出をした指定障害児通所支援事業者（同条第四項の規定による届出を受けた内閣総理大臣等にあっては、同項の規定による届出をした指定障害児通所支援事業者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関する必要があると認めるときは、当該指定障害児通所支援事業者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定障害児通所支援事業者若しくは当該指定障害児通所支援事業者の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児通所支援事業者の当該指定に係る障害児通所支援事業所、事務所その他の指定通所支援の提供に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

大規模な法人に対する業務管理体制の検査に関する自治体との連携

現状

- 国所管の障害福祉サービス事業者等に対する業務管理体制の一般検査の実施計画及び実施結果について、当該事業所が所在する都道府県等との情報共有がなされていない状況。
- 業務管理体制の整備に関する届出について、2都道府県にまたがる状況になっても、国に対して未届の事業者も一定数存在すると考えられる。

見直しの方向性

- 国所管の障害福祉サービス事業者等に対する業務管理体制の一般検査の実施計画及び実施結果について、当該事業所が所在する都道府県等に必要に応じて情報提供を行う。
- 情報提供を受けた都道府県等が当該事業所の運営指導を実施した又は実施予定であれば、適宜国に情報共有を行う。
- 新規指定時に都道府県等から事業所に対し、2都道府県にまたがる場合には、業務管理体制については国所管になることを伝え、国所管の場合、業務管理体制の整備に関する届出を行うよう、都道府県等から事業者に周知する。

※ 業務管理体制の整備に関する未届事業者を隨時把握できるよう、将来的にはシステム化を検討する。

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（抄）

（業務管理体制の整備等）

- 第五十一条の二 指定事業者等は、第四十二条第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、主務省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。
 2 指定事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、主務省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。
 一 次号から第四号までに掲げる指定事業者等以外の指定事業者等 都道府県知事
 二 当該指定に係る事業所又は施設が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に所在する指定事業者等 指定都市の長
 三 当該指定に係る事業所又は施設が一の地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域内に所在する指定事業者等 中核市の長
 四 当該指定に係る事業所若しくは施設が二以上の都道府県の区域内に所在する指定事業者等（そのものの園の設置者を除く。第四項、次条第二項及び第三項並びに第五十一条の四第五項において同じ。）又はそのものの園の設置者 主務大臣
 3 前項の規定により届け出をした指定事業者等は、その届け出た事項に変更があったときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届け出をした主務大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長（以下この款において「主務大臣等」という。）に届け出なければならない。
 4 第二項の規定による届け出をした指定事業者等は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届け出をした主務大臣等以外の主務大臣等に届け出を行うときは、主務省令で定めるところにより、その旨を当該届け出をした主務大臣等にも届け出なければならない。
 5 主務大臣等は、前三項の規定による届け出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

◆児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第二十一条の五の二十六 指定障害児通所支援事業者は、第二十一条の五の十八第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

- ② 指定障害児通所支援事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

- 一 次号から第四号までに掲げる指定障害児通所支援事業者以外の指定障害児通所支援事業者 都道府県知事
 二 当該指定に係る障害児通所支援事業者が一の指定都市の区域内に所在する指定障害児通所支援事業者 指定都市の長
 三 当該指定に係る障害児通所支援事業者が二の中核市の区域内に所在する指定障害児通所支援事業者 中核市の長
 四 当該指定に係る障害児通所支援事業者が二以上の都道府県の区域内に所在する指定障害児通所支援事業者 内閣総理大臣
 ③ 前項の規定により届け出をした指定障害児通所支援事業者は、その届け出た事項に変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届け出をした内閣総理大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長（以下この款において「内閣総理大臣等」という。）に届け出なければならない。
 ④ 第二項の規定による届け出をした指定障害児通所支援事業者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届け出をした内閣総理大臣等以外の内閣総理大臣等に届け出を行うときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を当該届け出をした内閣総理大臣等にも届け出なければならない。
 ⑤ 内閣総理大臣等は、前三項の規定による届け出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

障害福祉分野における指導監査関係の研修（事業者向け）

現状

- 毎年1月頃に、国所管の障害福祉サービス事業者等に対する指導監査に関する研修を実施している（任意・オンライン形式）。
- 国所管の障害福祉サービス事業者等に対する研修について、令和5年度の参加率（参加法人数／全法人数）は36.4%と低い。
- 研修内容が画一的であり、他事業者の取組などの情報が少ない、との声も聞かれるところ。

見直しの方向性

- 令和7年度以降については、年度初期（5月又は6月）に国所管の障害福祉サービス事業者等に対する研修を実施する。
- 国所管の障害福祉サービス事業者等に対する研修については、研修内容に障害福祉サービス等の事業を運営している事業者等からの実践報告等を取り入れる。併せて、受講申し込みのない法人に対して研修受講を督促するとともに、どの事業者が研修受講したかを確認する仕組みとする。
- なお、未受講の法人については国による業務管理体制の一般検査の優先順位をあげることを検討する。

(参考) 令和6年度研修プログラム

※障害福祉分野・介護保険分野ともにオンデマンドで実施。

障害福祉分野
障害福祉サービス制度の現状と課題、指導監督について
障害福祉サービス事業者における業務管理体制の整備等について
虐待防止・身体拘束廃止に向けたケアのあり方にについて
障害福祉サービスにおけるケアマネジメントの理解について

介護保険分野	
介護サービス事業者の業務管理体制について	高齢者虐待への対応、虐待防止・身体拘束廃止に向けたケアのあり方
業務管理体制の整備に関する概要	介護現場におけるハラスメント対策について
業務管理体制の整備と実践～確認検査の結果から～	業務管理の体制整備と実践について

(参考1) 障害福祉及び介護保険分野における指導監査等の主な取組（比較表）

	障害福祉分野	介護保険分野
検査方針（局長又は部長通知）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設等の指導監査について（部長通知） ・指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について（部長通知） ・指定障害児通所支援事業者等の指導監査について（部長通知） ・自立支援給付費支給事務等の市町村指導について（部長通知） ・障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について（検査指針・検査方針）（部長通知） 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設等の指導監督について（局長通知） ・市町村における地域密着型サービス事業者等の指定及び指導監督等の事務にかかる指導監督について（局長通知） ・介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について（検査指針）（検査実施要領は事務連絡）（局長通知）
運営指導の実施頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね3年に1度 ・運営等に重大な問題があると認められる場合は、毎年1回は運営指導を行う等して、指導の重点化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上 ・居宅サービス（居住系サービスに限る）、地域密着型サービス（居住系サービス又は施設系サービスに限る）、施設サービスは、3年に1回以上が望ましい
運営指導時の確認視点	<ul style="list-style-type: none"> ・基準省令の内容全てを主眼事項及び着眼点等において示している 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準省令を元に、全サービス種別ごとに「確認項目及び確認文書」を作成 ・運営指導時には、原則「確認項目及び確認文書」の記載内容のみ確認を行う
各種マニュアル等	<ul style="list-style-type: none"> ・未整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備済み（局長通知） <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設等運営指導マニュアル（令和4年3月）（「確認項目及び確認文書」を含む。） ・介護保険施設等に対する監査マニュアル（令和6年4月）（「処分基準の考え方の例」を含む。）
運営指導時の自己点検表の様式	<ul style="list-style-type: none"> ・未整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備済み
国と自治体との情報連携	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体が行政処分を行った事業所について、事後に情報提供あり ・国所管の業務管理体制の整備に関する一般検査実施事業所を自治体に情報提供をしていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体が行政処分を行う事業所について、事前に情報提供あり ・国所管の業務管理体制の整備に関する一般検査実施事業所を自治体に情報提供
研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県等向け <ul style="list-style-type: none"> ・中核市以上の自治体に対し、オンデマンドで実施（視聴期間：約1か月） ○国所管事業者向け <ul style="list-style-type: none"> ・オンデマンドで実施（視聴期間：約1か月） 	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県等向け <ul style="list-style-type: none"> ・全自治体に対し、オンデマンドで実施（視聴期間：3か月）した後、グループワークを実施 ○国所管事業者向け <ul style="list-style-type: none"> ・オンデマンドで実施（視聴期間：3か月）
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業者等の業務管理体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業者の業務管理体制 ・介護保険制度等における指導監督 ・介護保険施設等運営指導マニュアル



制度の類似性を踏まえ、介護保険分野を参考に障害福祉分野での対応を検討する。

(参考2) 業務管理体制整備の監督体制

